

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>1 低炭素水素等の環境価値を他の水素等に移転することは可能か</p> <p>合成メタンについてはパイプライン内や液化基地での天然ガスとの混入は通常起こるものであり、実際製造される分子と環境価値を切り離す考え方はそもそも不可避と認識。それに当たり、合成メタンの製造・輸送量は天然ガスの流通量に比べれば微小である一方、LNG船輸送に適した量まで貯蔵する貯蔵費は膨大であることを鑑み、あくまでパイプラインの繋がっている米国内にて環境価値以外を通常の天然ガスとして販売し、合成メタン生産プラントで生産量が一定に達したところで買戻し、保有している環境価値を付して日本に輸出する、というオプションを本支援制度の対象に加えていただきたい。</p>	<p>低炭素水素等の供給において、製造した低炭素水素等の環境価値を他の水素等に移転させて供給することは、低炭素水素等のサプライチェーンを構築するという本制度の趣旨に反するため認めません。なお、低炭素水素等と計画外で供給する水素等を混合した場合であっても、混合前のそれぞれの水素等についての炭素集約度と量が峻別でき、その根拠を合理的に示せる場合は、混合前と同量の低炭素水素等の供給を支援対象に認めます。</p>
<p>2 非化石証書等の利用を認めてほしい</p> <p>非化石証書等を用いて温室効果ガスの排出量を相殺することにより、3.4Kg-CO2e/Kg-H2を下回る水素に該当すると解することを可能とする運用として頂きたい。</p>	<p>本法に基づき水素等の炭素集約度を測定する際、非化石証書やそれに準ずる証書の利用は可能です。なお、非化石証書に準ずる証書とは、ISO14064-1:2018のAnnex Eに規定されている基準を満たす等、電源情報を確認できる証書を想定しております。</p>
<p>3 ブルー水素からグリーン水素へ移行する計画は認められるか</p> <p>ブルー水素等からグリーン水素等への移行タイミングについて想定している時期はあるか。また想定時期より移行時期が遅くなると案件評価上劣後するというような目安はあるかご教示いただきたい。</p>	<p>本法における低炭素水素等は、グリーン水素やブルー水素など水素等の「製造方法」ではなく、施行規則に定める通り製造等に伴うCO2排出量、すなわち「炭素集約度」に基づきその要件を定めているため、ご質問にある「移行」は想定していません。ブルー水素等からグリーン水素等に移行する計画を提出いただいた場合、移行しない計画に比べて炭素集約度が低いと評価しますが、移行の実現性も併せて評価します。なお、想定時期より移行が遅れた場合は、計画変更等の手続きが必要になります。</p>
<p>4 合成メタンと合成燃料の低炭素水素等の要件について、排出量削減の整理を見直すべき</p> <p>合成メタンや合成燃料を製造する場合、海外での製造時に二酸化炭素を回収すればそれを我が国の排出量の削減と認められることを条件としているが、削減分を算定するというなら、製造時に排出される二酸化炭素の排出量も日本の排出としてカウントし、現地での排出と回収分を算出すべきである。回収分だけを我が国の削減とするなら、当該国にとって製造に伴う排出分を押し付けられることになり、不公正かつダブルカウント等の抜け道になりかねない。また、製造時のCO2排出および回収量を報告または開示するといった詳細については何ら規定がないことも問題である。</p>	<p>施行規則第3条第3項第3号及び第4号並びに第4項第2号は、法第2条の「低炭素水素等」の定義のうち「二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められる」ことを確認するための条件として示したものです。当該条文中に記載のとおり、海外で合成燃料等が製造される場合、合成燃料等の製造国の事業者と我が国の事業者が排出量の二重計上回避について合意していることを前提に、その合意に基づいて両国の企業の排出量報告制度に反映すること等により、我が国の排出削減に寄与するとしており、二重計上は回避されます。</p> <p>また、第3条第3項第1号及び第4項第1号において、合成燃料や合成メタンの熱量1メガジュール当たりの製造、輸送、利用等に伴い排出されるグラム単位で表した二酸化炭素の量から当該合成燃料等の原料に用いるために回収された二酸化炭素の全部又は一部を控除して得た量が一定値以下であることを規定しております。</p>
<p>5 施行規則第3条第5項の「経済産業大臣が定める算定方法」とは具体的にどこにあるか</p> <p>施行規則第3条第5項の「経済産業大臣が定める算定方法」はどのように決められるか。また、その具体的な内容をご教示いただきたい。</p> <p>CO2の排出量を計算するためのルールについて、当該判断基準については早期にお示しいただきたい。</p> <p>「二酸化炭素の量は、経済産業大臣が定める算定方法により算定するものとする。」とされているが、どこで定めるのか。判断基準（案）第四でも「二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定するものとする。」とされているだけで、規格番号など具体的な内容が示されていない。</p>	<p>施行規則第3条第5項中「経済産業大臣が定める算定方法」は、判断基準第4に規定する方法を指しており、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定することを基本としています。</p> <p>なお、具体的に「国際標準化機構が定める規格で定める方法」とは、現時点では、ISO14067及びISO/TS 19870等の規格が定める方法により、水素等の製造等に伴って排出される温室効果ガスを算定いただくことを想定しています。これらの規格は、今後の国際的な議論等も踏まえ、必要に応じて整備、改訂されるものと承知しており、その時点における規格を参照していただくことを想定しています。</p>
<p>6 施行規則第2条第2号、3号の水素の化合物が不明確ではないか。</p> <p>施行規則第2条第3号の水素の化合物は合成メタンに限定されるのか。</p> <p>「前条第3号の水素の化合物（以下「合成メタン」という。）」とあるが、メタンに限定するような書き方でよいか。プロパネーションなどの研究がされている中で、メタンに限定するような用語は問題ないか。例えば、合成プロパンも対象となるのであれば、液化石油ガス保安規則も盛り込む必要はないか。</p> <p>第二条の第二号と第三号は物体の状態によってどちらの分類になるかわからない。</p> <p>第2号の液体と第3号の気体は標準状態か。大体の物質は圧力・温度の条件で気体にも液体にもなりうるのではないか。</p>	<p>施行規則第2条第3項に規定する「水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した気体」について、基準状態（0°C、1気圧）において想定される化合物として、メタンの他にもプロパンガスやブタンガス等も想定されますが、現状これらの化合物の合成技術は研究開発段階にあり、商用化まで時間がかかることが想定されることから、これまで審議会等においても現時点ではメタンを前提として議論を進めておりました。ご指摘の通り、現状の規定ではメタン以外の化合物も含まれることから、技術的修正を行いました。当該箇所は技術の開発状況等を鑑み、必要に応じて適切に修正を検討します。</p> <p>その上で、施行規則第2条第3号における「液体」とは基準状態における状態が液体である化合物とします。</p>
<p>7 合成メタンの定義を修正すべき</p> <p>合成メタンの定義として「水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した気体」と規定されているが、革新的メタネーションも該当すると判断できるよう、「水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素（いずれも反応課程を含む）から合成した気体」などとしてはどうか。</p>	<p>SOECメタネーション、PEMメタネーションについて、水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成されるため、施行規則第2条第3号に該当するものであり、修正不要と考えております。</p>

8	<p>合成メタンと合成燃料の低炭素水素等の要件について、国内製造の場合のカウンtrルールも規定すべき</p> <p>外国製造の場合のCO2のカウンtrルールについて記載されているが、国内製造の場合のカウンtrルールも規定しておく必要があるのではないか。日本国内全体でのカウンtrでは問題はないが、認定事業を判断するにあたり規定される合成燃料、合成メタンのCO2排出量算定において、元のCO2排出者との間でCO2排出量の配分について合意が必要ではないか。</p> <p>外国製造の場合のみ規定するのであれば、その理由を教えてください。</p>	<p>施行規則第3条第3項第3号及び第4号については、法第2条の「低炭素水素等」の定義のうち「二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められる」ことを確認するための条件として示したものです。合成メタンや合成燃料を国内製造し国内で利用した場合については、我が国のCO2の排出量の削減に寄与するため、規定しておりません。</p>
9	<p>施行規則第3条第3項第4号口の外国の法令に相当するものとは何か</p> <p>施行規則第三条第三項第四号口の「外国事業者が、イの合意に基づき当該回収量の全部又は一部を外国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していること。」のうち、「これに相当するもの」については、合成燃料製造国において法令の有無や法令に基づく報告がなされているか否か。という観点のみならず、実態的に製造国が当該回収量を認識しうるその他の手段の有無や、合成燃料に関する今後の国および企業の国際的なCO2カウンtrルールの整備状況も踏まえつつ、引き続き具体的な内容や運用の検討を要望する。</p>	<p>施行規則第3条第3項第4号口の規定は、製造国において事業者に対する排出量報告制度が存在しない場合等を想定した記載です。引き続き、政府としても、民間事業者によるプロジェクトの形成が見込まれる国と意見交換等を進めていくことで、二国間による合成燃料取引事例の組成を後押ししてまいります。</p>
10	<p>「製造」に液化を含むのか</p> <p>水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量が3.4以下であることと定められていますが、「製造」が液化を含むのか等、「製造」の定義を明確にすべきと考えます。</p>	<p>施行規則第3条第1項の「水素の1キログラム当たりの製造に伴い」の「製造」に「液化」は含まれません。</p>
11	<p>低炭素水素等の炭素会計における扱いを明確にしてください</p> <p>本制度における「低炭素水素等」の製造プロセスの炭素集約度（単位当たりの水素製造時に発生するCO2排出量）が一定値以下であれば「クリーン水素」とみなした場合、炭素会計のScope1における扱いを明確にしてください。</p> <p>Scope1+2のカーボンニュートラルを宣言している企業が、本制度の「低炭素水素等」を導入した場合に、Scope1やScope2がカーボンニュートラルになったと言えるようにしていただきたい。</p> <p>カーボンリサイクルの十分な普及のためにはカーボンニュートラル扱いの水素が潤沢に存在することが必須である。特に2030年カーボンニュートラルを宣言している企業では、省CO2であるだけでは不十分であり、ゼロ扱いにどうやったらできるかを制度に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>一般に、水素やアンモニア等の利用時にCO2を排出しない燃料は、その利用に伴うCO2排出量については算定対象とならないことが想定されており、例えば国内制度である温室効果ガス算定排出量報告制度においては、水素やアンモニア等を算定対象としておりません。</p> <p>頂いたご意見は、今後の政策の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
12	<p>炭素集約度の単位は統一すべき</p> <p>数値の設定は比較が容易にできるよう、発熱量当たりの数値に統一すべき。</p>	<p>水素及びアンモニアは、合成メタン及び合成燃料と異なり、足元で一定の商取引が存在していることから、わかりやすさの観点で、商業的に馴染みがあるkg単位を使用しております。また、各低炭素水素等は、炭素集約度の算定範囲、製造プロセス、利用時のCO2排出の有無、といった面で異なるため、必ずしも一律に比較することは適当でないと考えております。</p>
13	<p>炭素集約度の閾値と算定範囲は国際的に遜色の無い基準とすべき</p> <p>IEA "Towards hydrogen definitions based on their emissions intensity (2023)では、製造に伴うCO2の排出量（炭素集約度）の値がいくつ以下であれば低炭素水素とするかが記載されており、国際水準との整合し各国よりも緩い基準値とならないようにしていただきたい。</p> <p>低炭素水素等の要件として、水素は3.4kg-CO2/kgH2、アンモニアは0.87kg-CO2/kgNH3、合成燃料は製造、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出される排出量が39.9g-CO2/MJ、合成メタンについては製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴う排出量が49.3g-CO2/MJとされている。グレーの製造物から約7割削減に相当するとされているが、不十分である。脱炭素を目指すにあたっては、段階的にゼロにする、もしくはグリーン水素等に促すしくみとしておくべきである。</p> <p>炭素集約度の基準値に海外からの輸送時における二酸化炭素排出量がカウンtrされないの背景についてご教示いただきたい。</p> <p>海上輸送の二酸化炭素排出量削減の取組みは評価されないのかについてご教示いただきたい。</p> <p>水素、アンモニアの低炭素水素等の要件を定める二酸化炭素の量を算定する範囲として「製造に伴い排出される」と規定しているが、これでは海外で製造し輸入する場合の液化・輸送・貯蔵に伴う二酸化炭素が含まれず不適切。液化・輸送・貯蔵段階を含めたサプライチェーン全体での二酸化炭素を規定算定範囲とすべき。</p>	<p>水素やアンモニアを貯蔵や輸送する時に排出されるCO2排出量については、国際的にこれらの測定方法に関する議論が収斂していないことから、現時点で、これらのCO2排出量を含めることを想定していません。国際的にも、特に水素に関して、例えば、米国のインフレ抑制法案における基準は1kgあたりの製造に伴うCO2排出量は4.0kg以下、EUのREDIIにおける基準は3.4 kg以下などと示されています。今後も、各燃料における国際的な議論の動向を注視しながら検討を進め、国際的に遜色の無い水準としていきます。</p>

<p>算定範囲については、製造から利用箇所までとし、化石燃料採掘に伴うメタンリークと、日本までの長距離輸送に伴う温室効果ガス排出量を含んだものすべきである。</p>	
<p>第三条では、低炭素水素等の要件として炭素集約度の規準数値が示されているが、それぞれ低炭素とは言えない緩いものとなっている。水素、アンモニアの算定対象をサプライチェーンにするとともに、もっと厳しい数値とすべき。</p>	
<p>今回規定されたクリーンアンモニアの閾値（0.87kg-Co2/kg-Nh3）は、EU、米国、韓国等々の国で制定されている国際標準と比較して緩いのではないかと特に厳しい閾値を設定しているEUは別としても、米国のIRAや韓国のクリーンアンモニアの閾値は水素ベースの4.0kg-Co2/kg-H2（アンモニア換算約0.71kg-Co2/kg-Nh3）が適用されており、日本の基準よりも厳しく設定されている。他主要国と違う基準を適用する事が、今後の導入拡大に向けて如何なる影響を及ぼし得るか注視願いたい。</p>	
<p>水素・アンモニアの炭素集約度については「製造に伴い」との表現、合成燃料・合成メタンについては「製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴い」となっています。低炭素水素等の利用促進を目指す上で、両者の炭素集約度の考え方に違いが生じており、水素・アンモニアに関しても製造後の液化、輸送、貯蔵、利用まで含める考えが必要ないでしょうか。また水素・アンモニアの製造が国内・海外で製造後から利用までの炭素集約度に差異が生じることになりますが、この差異は炭素集約度を比較する上で考慮が必要ではないでしょうか。</p>	
<p>合成燃料と同様に水素、アンモニアも、輸送及び貯蔵も含めたサプライチェーン全体で二酸化炭素（他の温室効果ガスを含む）の最大量を規定し要求することで、それ以下の低炭素水素を社会に普及すべきである。</p>	
<p>14 炭素集約度の算定方法と測定範囲を明確にすべき</p>	<p>水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定ください。</p>
<p>低炭素水素の要件として、3.4kg-CO2e/kg-H2と規定されていますが、このCO2排出量の算定方法について、例えば水電解で水素を発生させた後、精製、圧縮又は液化、充填に伴うエネルギー使用まで（つまり出荷直前までのエネルギー使用まで）は算定に含まれ、その後の輸送からは算定に含まれないという解釈で間違いはないでしょうか。</p>	<p>なお、水素及びアンモニアの炭素集約度の算定範囲は、低炭素水素等の原料生産から製造施設の出荷地点までのWell to Gateを意味するものとして「製造に伴い」と規定しています。</p>
<p>「水素3.4kg-CO2/kg-H2以下」の定義が不透明である。 「製造に伴い」と記載があるが、Well to Gateのバウンダリを明示すべきでは。</p>	
<p>水素について、その製造等に伴って排出される温室効果ガスが3.4kg以下という値が示されているが、その算定基準と範囲が明示されていない。水素を用いた発電や製品の環境価値を国際的に示すためには、その基準と範囲を明示する必要がある。 アンモニアの基準値に対しても、水素と同様、その算定基準と範囲の明示が必要である。 輸入を中心とした日本の水素等燃料の算定範囲としては、原料製造時のメタン排出量や輸送、それに伴う液化によって発生する温室効果ガスまでを含めた範囲（いわゆるWell-to-Point of Delivery）で評価し、実態を示すことが重要である。</p>	
<p>炭素強度について、バリューチェーン上のどの段階で測定されるべきかを明記すべき</p>	
<p>低炭素水素とアンモニア基準の算定方法と算定範囲を明記すべきである。</p>	
<p>15 低炭素等の要件の改正があっても改正前の閾値を用いるとの認識で良いか</p>	<p>施行規則第3条第6項に規定しているとおり、施行規則第3条の第1項から第4項までに規定する要件が改正された場合、認定を受けた低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等については、引き続き改正前の要件に該当する限り、低炭素水素等の要件に該当するものとみなします。</p>
<p>価格差支援を獲得・認定を受けた事業は、改正があってもCI値に関し改正前の閾値を用いるとの認識で良いか。</p>	

16	<p>施行規則第3条第6項を撤廃し、基準が改定された場合は低炭素化を求めるべき</p> <p>施行規則第3条第6項の規定について、低炭素水素等の要件を改定した場合に、改定前に認定をうけた事業者に適用されないような文言は削除すべきである。この規定がある限り、グリーン水素などへの移行に向けたインセンティブなど一切動かなくなることになる。</p> <p>値差支援の条件となる低炭素水素の基準値見直しは必要であるが、その際はすでに支援を受けているものも対象とすべきである。そうしないと、一旦支援を受けてしまえば、事業者に対する温室効果ガス低減の必要性がなくなり、炭素強度の高い水素が流通し続けることになってしまう。また、後になればなるほど基準値が低くなり、事業者の新規参入を阻害し、競争原理が働かず、先に参入した事業者の既得権を守るだけになってしまう。</p>	<p>低炭素水素等の要件を改定した場合において、仮に、改定前に認定を受けた計画にも遡及して当該改定した要件が適用されることとした場合、当該計画は認定の取消しの対象になり得る状況となりますが、こうした状況においては、事業の予見性・安定性が損なわれ、認定供給等事業者が、法第7条第1項の認定を受けた計画に従って、供給等施設の工事に着手する等、計画を実施することが困難になると考えられます。このため、認定を受けた計画に係る低炭素水素等に限っては、事業の予見性を確保し、認定計画に従って低炭素水素等供給等事業を実施していただく観点で、御指摘の規定を設けることとしています。</p>
17	<p>供給事業者と利用事業者を同一の者とするは可能か</p> <p>様式第1 1名称等には、価格差に着目した支援または拠点整備支援を希望する場合には、「低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載すること」とされているが、低炭素水素等供給事業者と低炭素水素等利用事業者（の全員又は一部）が同一の法人で両者を兼ねている事業計画の場合、同一の法人名を記載することはできるのでしょうか。</p>	<p>可能です。同一の法人が低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業を行う場合、「計画における役割」の欄に低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者を併記ください。</p>
18	<p>どのような計画であれば共同計画の要件を満たすか。</p> <p>JOGMECからの助成を希望する計画について、どのような計画であれば、法第7条第5項第5号イの認定基準（共同計画の要件）を満たすか。</p>	<p>様式第一 1名称等の欄に、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載されていることをもって、御指摘の認定基準を満たしていると判断いたします。</p>
19	<p>法第7条第3項に規定する者は助成金の交付対象となるのか</p> <p>利用事業者又は供給事業者と共同で法第7条第3項に規定する者が申請をする場合、法第7条第3項に規定する者は交付される対象となるのか。</p>	<p>認定を受けた法第7条第3項に規定する者は、法第10条第1号ロに規定するとおり、認定供給等事業者となりますので、拠点整備支援（同号ロ関係）の交付の対象とすることができます。</p> <p>なお、価格差に着目した支援（同号イ関係）は、法第7条第1項の認定を受けた低炭素水素等供給事業者が交付の対象となりますので、認定を受けた法第7条第3項に規定する者は、交付を申請することができません。</p>
20	<p>法第7条第3項に規定する事業者だけの申請は可能か</p> <p>法第7条第3項に規定する者が、単独で助成金を申請することは可能か。</p>	<p>法第7条第3項に規定する者は、単独で低炭素水素等供給事業計画を提出することはできません。</p>
21	<p>輸送のみを行う事業者は低炭素水素等供給等事業を行うどの主体になるのか</p> <p>輸送のみを行う事業者は供給事業者、利用事業者のどちらに該当するのか。</p>	<p>輸送のみを行う事業者は、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者のどちらにも該当しません。同者は、法第7条第3項に規定する低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売を行う事業者（法第7条第3項に規定する者）に該当します。</p>
22	<p>コンソーシアムはどのように申請すればよいか</p> <p>申請者がコンソーシアムの場合、コンソーシアム各企業の情報を記載する必要があるか。添付書類も各企業全てに対して必要となるか。</p> <p>低炭素水素等供給等事業者のそれぞれにおいて、認定後にSPCを設立する場合、申請時には何を記載するべきか。</p> <p>SPC等立ち上げていない場合、提出書類は不要なのか、拠点提案の体制等を記載するのか。</p>	<p>すでにコンソーシアムがSPCを設立している場合は、SPCの情報をご記載いただき、SPCに関する添付書類をご提出ください。その上で、主たる出資事業者についても申請者とし、添付書類を提出いただく必要があります。一方で、コンソーシアムがSPCを設立していない場合は、コンソーシアムを構成する各企業の情報をご記載いただき、各企業に関する添付書類をご提出ください。</p> <p>また、申請時点では設立されていないが、申請後に設立予定のSPCについては、様式第一の「2（1）低炭素水素等供給等事業計画の概要」において、その設立予定時期とともに記載ください。ただし、申請時点で設立されていないSPCが申請者となることはできません。なお、認定後、当該SPCを設立した場合であって、当該SPCが認定供給等事業計画に係る供給事業者又は利用事業者の地位を承継する場合にあっては、法第9条に規定する手続きにより、地位の承継が認められる場合があります。</p>
23	<p>計画申請、認定、交付申請等の手続きを教えてください</p> <p>様式第二による認定書には認定価格、認定数量、最終的な合計支援額、支援対象、支援期間等は記載されるか。記載されない場合、どのタイミング、方法で事業者へ通知されるかご教示頂きたい。</p> <p>機構による助成金交付を希望する場合には、認定申請書と機構による助成金の交付はセットで提出するのか。若しくは、先に認定申請書を提出し審査を経て、その後助成金の交付を提出するのか。</p>	<p>基準価格や供給量、助成を希望する期間は、申請いただく低炭素水素等供給等事業計画に記載され、当該計画が認定を受けた場合、様式第二によりその旨を通知するとともに、当該計画の写しを添付します。</p> <p>また、助成金の交付手続きについては、認定を受けたのち、執行団体であるJOGMECより別途公表される交付規程に従い、交付申請をしていただき、交付決定を受ける流れとなります。助成金額等については、助成金の交付決定・確定手続の中で通知されるものとなります。詳細は制度開始後、JOGMECのHPに補助金の交付規程が公表されるので、そちらをご確認ください。</p>
24	<p>繰り上げ認定の形での計画認定があるのか</p> <p>申請受付期間終了後に、認定を辞退する事業者がいた場合、繰り上げ認定の形で不認定事業者が追加で後日認定される可能性もあるか。</p>	<p>認定等に関する省令様式第8による通知を受け、不認定となった計画は、認定を受けていた計画が辞退されるなどの状況の変化によって、繰り上がる形で認定をされることはありません。</p>

<p>25 申請にあたり事業計画は公表されるのか</p> <p>事業計画が認定されたときは事業者の名称等が公表されることとされているが、申請書を提出しただけでは事業者の名称や事業計画の概要等が公表されることはないとの理解でよいか。</p>	<p>計画を申請した事実については公表されませんが、計画が認定された場合、認定の日付、低炭素水素等供給等事業計画認定番号、認定供給等事業者の名称及び認定供給等事業計画の概要が公表されます。</p>
<p>26 利用事業者が複数の計画に参画できるよう、別計画であってもそれぞれの関連性を評価していただきたい</p> <p>公募内容では供給側と需要側がマッチングしている必要があり、かつ、需要側は複数の供給側に対して重複した低炭素水素等の利用量を提示できないとなっているが、供給側に対して需要側の低炭素水素等の利用量は重複したマッチングが可能として欲しい。</p> <p>利用事業者が複数の認定供給事業者から燃料供給を受ける計画の場合、一部の供給事業者が不認定になると利用事業者の計画が成立せず利用事業者を辞退するリスクがある。他の供給事業との関連については審査において評価していただきたい。</p>	<p>同一の利用事業者が複数の計画に、同一の低炭素水素等の利用について記載することは可能です。</p> <p>なお、利用事業者が異なる計画に基づいて、低炭素水素等の供給を受ける場合であっても、一方の計画が不認定になると、当該利用事業者の低炭素水素等利用事業が成立せず、認定計画から離脱するリスクがある場合は、当該リスクがあるものとして評価します。</p>
<p>27 計画の申請後又は認定後の辞退は可能か</p> <p>低炭素水素等供給等事業計画提出後、もしくは認定後に辞退することは可能か。認定前後で措置が異なる場合は夫々ご教示頂きたい。</p> <p>利用量の修正等が発生した場合、申請の取り下げは可能か。</p>	<p>認定前の場合は、計画の申請を取り下げることが可能です。認定後の場合、申請者による自由な計画の取下げはできません。認定事業者が辞退する場合を含め、認定供給等事業計画に沿った事業継続が困難と判断された場合、認定取消しになる場合があります。</p>
<p>28 認定の変更又は取消に係る条件を明確化いただきたい</p> <p>認定の変更、取消に係る条件を早期に明確化頂きたい。</p> <p>計画の変更認定は、変更認定可否の予見可能性が一定程度担保されるよう、具体的な可否基準等の明示を要望します。</p>	<p>計画変更の認定に際しては、法第8条第7項で準用する第7条第5項の認定基準を満たしていることを確認します。</p> <p>認定の取消しについて、法第8条第3項及び第4項に記載の通り、認定供給等計画に事業を実施していないと認めるときや、認定基準に適合しないときには、認定を取り消す場合があります。</p>
<p>29 軽微な変更の対象となる計画変更は何か</p> <p>同省令第5条1項2号の「認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更」とはどのような場面を指すのか、より具体化した指針またはガイドラインを示していただきたいと思います。形式的又は軽微な計画からの乖離で変更認定が必要となると計画違反による認定取消リスクを懸念して変更認定までの期間運営が中断されるなど実務に影響が出る可能性があります。認定取消リスクを過度に懸念しないようある程度予見可能性を確保する必要があると考えられます。</p> <p>EPCの実施体制は、申請段階から変更がある場合は軽微な変更として、対応可能な制度設計を要望します。</p>	<p>認定等に関する省令第5条に定める軽微な変更には、認定供給等事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更、その他認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更が該当します。軽微な変更に該当するかどうかは、個別の変更内容に応じて判断しますので、計画の内容に変更が生じた際には、経済産業省までご相談ください。</p>
<p>30 計画変更の手続きを教えてください、柔軟な変更を認めてほしい</p> <p>計画の申請後、認定前に、計画の記載内容を修正することは可能か。</p> <p>計画の認定後に、計画の記載内容を修正する場合、どのような手続きが必要となるか。</p> <p>申請段階では計画を具体化されていないことも想定されるため、段階的に詳細を詰められるような運用としていただきたい。</p> <p>実際の低炭素水素等の供給オペレーションにおいては、突発的に低炭素等の供給や受入が困難になるケースも想定されるため、認定計画外の利用者との融通も可能となる運用を認めて頂きたい。</p> <p>申請後、採択を受けるまでの間に建設工事費の見直し、それに伴う基準価格や資金調達計画等の見直しを認めて頂きたい、お願い申し上げます。</p> <p>事業期間中の株式保有に関して、出資比率変更について一定の条件はあるか。</p> <p>供給期間（助成金交付期間）中に、利用事業者を変更すること、及び変更分に対して当初利用事業者向けに想定していた数量同等の助成金の交付は可能か。</p> <p>事業計画での原料・燃料の用途等、認定申請書に記載した計画からの変更に対して、柔軟な運用をお願いしたい。</p>	<p>計画の申請から認定までの間、申請者による自由な申請内容の修正は認められませんが、内容を精査してご提出ください。なお、経済産業省との協議を踏まえ認められた申請情報のアップデートや、経済産業省の補正指示に基づく申請内容の修正は認められます。</p> <p>認定後に計画の変更が必要な場合には、法第8条に基づく所定の手続きを行う必要があります。変更の認定を受けた場合には、同認定に係る計画の概要を公表します。なお、計画の変更の認定に当たっては、個別の計画ごとに事情が異なることが想定されるため、変更内容・理由等を確認の上、その可否を判断いたします。</p> <p>なお、同条に定める軽微な変更には、認定供給等事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更、その他認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更が該当します。</p> <p>また、計画申請の取り下げは可能です。認定後の認定供給等事業計画の廃止は可能ですが、認定取消となるため、同条に基づき、その事実を公表します。</p>

<p>31 認定後の利用事業者の変更の手続きを教えてください、柔軟な変更を認めてほしい</p> <p>供給事業者と複数の利用事業者が共同で申請した事業計画が認定された後、一部の利用事業者が申請を辞退する場合の手続きについては、計画変更の認定を申請することでよいか。当該利用事業者に対して、名称の公表など何かしらの措置を予定しているか。</p> <p>企業の経済的な事情や事業計画の変更、水素技術の発展が不十分で意図する水素利用が出来ないなどにより途中で事業計画から抜ける判断をする企業も出てくる可能性が考えられるため、事業計画から抜けることができることを含めた計画変更・申請内容の変更を認めるルールを整備すべき。</p> <p>認定を受けた後に利用事業者が計画を取りやめた場合、利用事業者供給事業者のそれぞれに対してどのようなペナルティが発生するのか。 また、利用事業者を新たに募って変更申請する事は許容されるか。</p> <p>供給事業者と複数の利用事業者が共同で申請書を提出した後に、一部の利用事業者が申請を辞退する場合について、認定書又は不認定通知書の交付を受ける前であれば、当該利用事業者を削除した内容で申請書を差し替えることは可能か。当該利用事業者に対して、名称の公表など何かしらの措置を予定しているか。</p> <p>計画の申請時点において、確定不可能な事項が存在し、様々な変更が想定されるため、適切な制度設計を要望します。 加えて、連名で認定申請書を提出した利用事業者について、対象の水素事業から撤退となった場合、認定された事業計画の需要量の範囲内であれば、当初の事業計画に参画していなかった利用事業者への変更を可能とする制度設計を要望します。</p>	<p>計画の認定後、利用事業者の離脱を含め、当該認定に係る低炭素水素等供給等計画を変更するときは、法第8条に基づく計画変更の申請又は届出の手続きが必要となります。価格差に着目した支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画では、利用事業者が認定供給等事業者になる場合とならない場合が想定されます。</p> <p>利用事業者が認定供給等事業者になる場合であって、当該事業者が離脱する場合には、法第8条1項に基づき、計画変更の手続きが必要となり、認められた場合には、同条7項で準用される法第7条第9項に従って変更された計画について概要が公表されます。一方、認定供給等事業者にならない場合であって、当該者を変更する際、法第8条第7項で準用される第7条第5項の認定基準を満たさなくなる恐れがない場合など、認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更と認められる場合には、軽微な変更の届出手続きをもって変更が可能となる場合があります。</p>
<p>32 10年の継続義務は供給事業者・利用事業者双方にかかるのか</p> <p>10年間の供給継続義務は、供給事業者及び利用事業者双方に義務が発生するのか。</p> <p>「低炭素水素等供給事業」の実施期間は支援期間15年+その後10年間=計25年間の実施が最低条件として必要と認識しているが、「低炭素水素等利用事業」の実施期間についても最低25年である必要があるか明示いただきたい。</p>	<p>施行規則第4条に定める期間については、法第7条第5項第5号口に規定するとおり、供給が継続的に行われると見込まれる期間であるため、継続義務のかかる主体は供給事業者となります。</p>
<p>33 支援終了後の10年間における利用計画は記載不要とすべき</p> <p>価格差支援期間中と支援終了後の事業計画（10年間）を合わせた事業計画を記載する認識でありますが、支援対象外の事業は事業者に自立が求められることから、後者の事業期間を支援対象期間と同一に記載する必要性は乏しいものと思料致しますので、申請書記載内容から除外することを要望します。</p> <p>供給事業者、利用事業者が共同で策定する低炭素水素等供給、利用事業の計画では、支援終了後の実施期間は記載対象外とするか、もしくは、参考として提示することを要望します。</p>	<p>価格差に着目した支援及び拠点整備支援を希望する計画については、法第7条第5項第5号イに規定するとおり、低炭素水素等の供給が支援終了後10年以上継続的に行われる見込みであることを認定基準としていますので、当該基準への適合性を確認するため、支援終了後10年間における供給計画の記載も求めることとしています。</p>
<p>34 供給継続義務は生産継続をしていればよいのか</p> <p>支援期間終了後、基本10年は生産継続という要件という理解だが、これは生産および当該拠点への供給が求められるのか？もしくは生産継続のみで要件を満たすのか？</p> <p>「65の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間」は基本10年は生産継続という要件という理解だが、これは生産および当該拠点への供給が求められるのか？もしくは生産継続のみで要件を満たすのか？</p>	<p>法第7条第5項第5号口に規定するとおり、支援終了後10年以上の供給継続を求めており、低炭素水素等の生産のみでは要件を満たさず、国内の低炭素水素等利用事業者に供給する必要があります。</p>
<p>35 支援終了後の供給継続を見直すべき、柔軟にすべき</p> <p>価格差支援終了後10年間以上、低炭素水素等を供給することが求められているが、価格差支援終了後の事業継続の義務化を撤回し、事業継続の判断は支援期間終了前の特定時期にて経済合理性に基づき判断するような仕組みとして頂きたい。</p> <p>仮に当該条文中に変更がない場合、支援終了後に事業を継続できない場合の扱いを明確にして頂きたい。</p> <p>水素供給義務は、①需要家が合理的な量・価格条件を受け入れること②需要家が合理的な価格（コスト+利益）を受け入れるために国がカーボンプライシングや補助金などの制度設計の基、本支援終了後の水素価格と化石燃料価格が同等になる事業環境を整備できていること③供給者が市場原理に則った合理的な量・価格条件の元に調達可能であることの条件が整った場合に課されることを要望します。</p>	<p>価格差に着目した支援において、支援終了後、10年間以上の供給継続は、事業者のコスト削減努力による将来的な自立化に向けた取組を促し、本制度を通じて構築される水素等のサプライチェーンを根付かせるために必要不可欠な要件であると考えております。支援終了後の供給継続期間中の供給量は、支援期間中の供給量以上とすることを原則として想定しますが、低炭素水素等供給等事業計画において任意に設定することが可能です。ただし、将来の需要家の合意や事業環境の整備といった条件を付した供給量の設定は、供給継続のコミットを確認できないため、認めません。</p> <p>また、認定供給等事業計画に従って低炭素水素等を供給継続することが困難となった場合には、法第8条に基づく計画変更の認定手続きにより、計画変更が認められる場合があります。なお、供給継続が可能な状況であるにも関わらず、故意に供給継続を怠るといった場合は、計画変更は認められず、計画に従った供給事業を行っていないことを理由に、認定取消及び助成金の返還の対象となります。</p>

<p>10年間の供給継続義務を課すにあたっては、水素供給に係る事業環境が成立していること、あるいは義務履行が困難な場合を想定した免除要件を設定するなど、柔軟な対応をお願いします。</p>
<p>今後も外部環境の変化が想定され、助成終了時点での事業環境には供給者、需要家ともに予見困難であります。助成終了後の供給継続義務設定にあたっては、市場原理に基づく事業環境成立等の要件設定や、事業者の責によらず継続困難な場合の補助金返還免除など、柔軟な制度設計と運用をお願い申し上げます。</p>
<p>15年間の支援期間終了後の10年間の供給維持要件の見直しを要望します。</p>
<p>供給継続に関して、15年後の社会状況、経済状況に大きく影響される事となり、供給者が水素等の継続供給が可能であっても、利用需要家側の事情やコストが想定よりも低減しないことで経済性が成り立たず、販売が継続出来ない可能性があります。補助終了後に供給事業者が事業撤退となっても、不可抗力等の事案を勘案する事等で補助金返還を求めない等の制度設計が必要と考えます。</p>
<p>助成期間15年+10年の「義務」は非常に長い為、事業継続についてはアセットの別事業での活用などを含めた柔軟な評価を実施頂きたい。</p>
<p>当該第4条の基本規則(案)においては、法第7条第5項第5号口の要求事項に基づき、補助終了後10年間、低炭素水素等の供給が継続されることが想定されています。これは、将来に向けた供給の継続性を確保するサプライチェーンを構築するための要件と認識しております。</p> <p>現状、この要件に関する契約上の合意に関して調整を進めていて、値差支援の15年間から得た知見・経験を基に追加の10年間供給に対するアプローチを供給者、需要家、及び経済産業省で連携して調整を図ることが必要と考えます。</p>
<p>補助金15年+10年の義務は非常に長く、その期間事業を継続することについて、条件緩和（期間の短縮や、最終需要家の変更等）されないかご検討いただきたい。</p>
<p>価格差支援期間15年+助成金交付終了後10年の事業継続に向けて関係企業等と一体となり鋭意計画の作成、実行に向けて取り組んで参りますが、25年間に亘り需要、カーボンプライシング、コスト増加等のプロジェクトにおける重要な要素の動向を正確に把握することには困難も伴います。</p> <p>情勢の変化によっては制度に織り込んで頂いている計画変更申請をさせて頂く可能性もあると考えております。</p>
<p>16年目以降の数量は15年目までの数量から変更することは可能か。</p>
<p>健全なサプライチェーンの構築・発展においては、支援終了後10年間の供給義務を一律に課すのではなく、支援終了後の事業の自由度を担保することが重要である。例えば、支援終了時点で支援期間中の事業内容の評価を行い、支援終了後の供給継続の見込み・実効性・経済合理性等を検証するプロセスを導入してはどうか。</p>
<p>供給義務を課す場合であっても、履行するインセンティブとして、環境価値・カーボンプライシングを明確化する、公共調達における優先的な調達やオフテイクアに対し積極調達を促すなど、供給者の予見可能性を高める措置の導入を検討いただきたい。</p>

<p>超長期に渡る価格差支援終了後においては、先行した低炭素水素等供給等事業で使用する水電解装置等の水素製造設備の性能や機能面等は、後発で開発された同種の設備と比して大きく劣ることが予想されます。従って、支援終了後の先行事業が合理的な経済条件で競争可能となる適切な事業環境が整備されていることを前提とすることや、支援終了後に事業撤退した場合に支援額の返還及び違約金等の支払いが発生しない等の制度設計を要望します。上記前提条件として、以下の事項も検討を進めていただくことを要望します。</p> <p>①先行した低炭素水素等供給等事業で使用する水電解装置等の水素製造及び関連設備について、今後も性能や耐久性、仕様、機能等の技術革新によるコスト低下による事業環境の変化が想定されることから、価格差支援終了後の状況に応じた、柔軟な支援措置</p> <p>②利用事業者が合理的な量・価格等を受け入れる為に必要となる事業環境整備の推進（例：適切なカーボンプライシングの設計・浸透等により価格差支援終了後の低炭素水素の供給価格が化石燃料価格に対して競争力のある価格になる等）</p> <p>③供給事業者が上記事業環境において適切な量・価格等での低炭素水素の調達・製造が可能となる環境整備の推進（例：国内での水電解による水素製造の場合、競争力のある価格での水素供給が可能となるような、適切な価格でかつ柔軟な方法による再生可能エネルギー電力の調達が可能な環境が整っている等）</p>	
<p>低炭素水素等の供給が継続的に行われる期間が定められていますが、事業期間を15年と考えるとその先の10年間の事業環境を予測することは難しく、供給を継続的に行うことを見込むことは困難です。この点について事業者へ配慮すべきと考えます。</p>	
<p>10年間の供給義務期間は、日本に優先的に供給することを第一としながら、日本のオフテイクが見つからない等理由により、国内に引き取り手がない場合、政府の引き取り補償もしくは海外への供給を認めて頂くというような柔軟な対応をお願いしたい</p>	
<p>36 前年度の供給実績が水素換算で年間1,000トン（アンモニア10万トン以上）を超えていることが政府支援補助金等への参画要件として定められています。が、条件を緩和できないか</p> <p>資料内では、低炭素水素等の前年度の供給実績が水素換算で年間1,000トン（アンモニア10万トン以上）を超えていることが政府支援補助金等への参画要件として定められていますが、当要件は、新興企業や大手企業による本市場への新規参入を阻害し、政府支援施策への参画者数を大幅に制限するリスクがあると考えます。過去の実績ベース（2022年度）では、当要件を満たすアンモニア製造・供給国内企業数は数社に限定されているため、本要件の緩和などの調整、もしくは上述の新規参入企業に対する代替施策の検討を推奨致します。</p>	<p>施行規則に規定する「当該年度の前年度において供給を行ったアンモニアの量」等の要件は、勧告命令等の対象となる特定水素等供給事業者の要件を定めるものであり、価格差に着目した支援及び拠点整備支援を希望する場合における低炭素水素等の供給量の要件とは異なります。</p> <p>価格差に着目した支援及び拠点整備支援を希望する場合における低炭素水素等の供給量の要件については、基本方針に記載しています。</p>
<p>37 価格差に着目した支援の支援期間とその運用を明示してほしい</p> <p>助成金の交付対象期間は第14回水素・アンモニア政策小委員会が公開された資料より、事業開始から最長15年間と考えていて問題無いか</p> <p>低炭素水素等供給事業のスケジュールの注釈にて「5 助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間」とあるが、助成金交付期間は15年で確定しているという理解だがよろしいか？</p> <p>価格差に着目した支援の対象期間の明示を要望します。</p> <p>価格差に着目した支援において、従前より議論されている供給開始後15年間の支援期間について、同施行規則（案）、別途パブリックコメントに付されている同施行令（案）、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（案）等において関連規定が見当たらない。どこできていされるのか。</p> <p>例えば不可抗力事由が支援対象事業に発生し、低炭素水素等の供給が難しくなった場合、支援期間が延長されるのか、仮に延長される場合どのような要件で認められるのか等についても明らかではなく、どこで規定されるのか。</p>	<p>価格差に着目した支援の対象となる低炭素水素等の供給期間は供給開始日から15年間です。なお、支援内容の詳細については、別途定める補助金交付要綱等で規定することとしています。</p> <p>不可抗力事由等その他の支援内容についても、補助金の執行に係る規定ですので、上記と同様に補助金交付要綱等で規定することとしています。</p>
<p>38 供給量に紐づかない固定額を交付してほしい</p> <p>価格差に着目した支援について、事業継続の観点から、基準価格の設定に加えて、一部の助成金を実供給量に紐づかない固定額の交付とすることをご検討頂きたく、お願い申し上げます。</p>	<p>価格差に着目した支援は、我が国の低炭素水素等の供給及び利用の促進のため、実際に供給された低炭素水素等と代替する既存原燃料の価格差を支援する制度であり、官民のリスク分担を踏まえた規律のある支援を行う観点からも、実供給量に紐づかない額を固定額として交付することは検討していません。</p>

39	<p>2029年度までは既存の受入拠点経由で供給、2030年度からは、新規に整備する拠点からの供給という形で切り替えることは可能か</p> <p>計画申請の際、2029年度までは既存の受入拠点経由で供給、2030年度からは、新規に整備する拠点からの供給という形で切り替えることは可能か。</p>	<p>受入拠点を支援期間中に変更することを予め計画に含んでいる場合は、計画に従って切り替えることが可能です。計画に予定されていない場合は、法第8条に従った所定の手続きが必要です。</p>
40	<p>アンモニア導管が道路占用許可を受けられるような法制度とすべき</p> <p>法律施行規則（案）に関し、高圧ガス保安法を参照した条文は多数存在することから、導管輸送は高圧ガス保安法が主な適用法規となると考えるが、高圧ガス保安法には道路占有に関する規定が存在しない。そのため本法律/施行規則ではアンモニア導管を公道に敷設することができないと考える。アンモニア導管が道路占用許可を受けられるような法制度として頂きたい。</p> <p>また上記のような問題は、もともと高圧ガス保安法が長距離導管敷設を想定した法体系となっていないためではないか。ハブアンドスポークを実現するためにも、長距離導管敷設を想定した法制度づくりをお願いしたい。</p>	<p>道路の占用許可については、道路法の規定に基づき、道路の占用の許可を申請していただくこととされています。</p> <p>本法は、法第31条第1項に規定するとおり、「ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業のように供する」導管について、義務占有の対象とする”特例”を講じているものです。</p> <p>御意見について、アンモニア導管については、道路法上、道路の占用の許可の申請をすることが可能であり、アンモニア導管が道路占用許可を受けられない法体系にはなっていません。なお、「ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供する」アンモニア導管については、法第31条の規定による義務占有の対象としています。</p>
41	<p>炭素集約度に応じて支援額を設定すべき</p> <p>アンモニア供給における炭素強度要件：資料内では、アンモニア製造・供給における炭素強度要件について、アンモニア1キログラムあたりCO2排出量が0.87キログラム以内と設定されています。将来の脱炭素関連技術の育成促進のため、炭素強度に関する要件に複数の段階を設け、一定以下のCO2排出量を達成した企業に対して追加の経済的インセンティブを提供すること等を検討することを推奨致します。</p> <p>また、本要件に記載の炭素強度について、バリューチェーン上のどの段階で測定されるべきかを明記することを推奨致します。</p>	<p>本法律では、施行規則第3条において、低炭素水素等の要件を定め、要件に該当する水素等を「低炭素水素等」とすることとしており、御指摘のように炭素集約度の要件について複数の段階を設けることは、現時点で検討していません。</p> <p>バリューチェーン上での炭素集約度が測定される段階は限定していませんが、炭素集約度の算定範囲は、「製造に伴い」排出される二酸化炭素排出量としてWell to Gateでの算定範囲としています。</p>
42	<p>基準価格・参照価格の詳細を明確にしてほしい</p> <p>基準価格のエスカレ条項α2を設定するうえで、元の価格は過去実績、α2はエスカレ指標に基づき設定、ということでも可か</p> <p>価格差に着目した支援について、将来の環境価値、炭素税等の具体的な指針等の明示を要望します。</p> <p>様式第一 別表（1）機構による助成金の交付（法第10条第1号イ関係）の1(5)(イ) 基準価格の算定において、天然ガス代の指標としてAECOまたはHenry Hubを利用することは認められるか。</p> <p>参照価格はいつ時点の価格を使うのか。</p>	<p>価格差に着目した支援における基準価格及び参照価格の算定方法は、今後公表する交付要綱に記載しています。なお、基準価格の算定方法等の具体の記載内容については、資源エネルギー庁のウェブサイトで公表する申請書記載要領等を御覧ください。</p>
43	<p>基準価格の予備費の拡大をする等事業者負担を軽減してほしい</p> <p>昨今の建設費の高騰傾向の中、10%のみの場合事業者側は基準価格を上乗せして提示せざるを得なくなる。支援額抑制のためにも、予備費最大30%を認めていただきたい。</p> <p>基準価格の構成要素となっているCAPEXを見積もる際の予備費、もしくはプラント完工後の価格見直しをご検討頂けないか。</p>	<p>価格差に着目した支援では、先行して検討の進む計画がある中で、相当程度精度の高い計画の申請を期待しており、官民のリスク分担を踏まえた規律ある支援を行う観点から、建設費の10%を上限に予備費を積むことを認めています。建設費等の見積もりの精度が低い計画は、支援対象外になりませんが、予備費以上の変動は事業者負担となります。</p>
44	<p>利用量の増減を含め計画に記載された利用量全てを支援いただきたい</p> <p>低炭素水素等供給量については、段階的な需要増加を前提に支援期間中の低炭素水素等供給等事業計画に計画されている需要量全てをご支援いただくことが可能な制度設計を要望します。</p> <p>また、供給事業者又は利用事業者の自助努力等により当初計画値を超える需要の増加や需要の前倒しを実現した場合には、それらもご支援の対象となるような制度設計又は支援の枠組み構築を要望します。</p> <p>低炭素水素等の製造量に記載する製造計画は、2030年度から15年間、一定量でなければならないか。年度単位で変動（増加／減少）する計画も許容されるか。</p> <p>申請書では利用量は単年度のみを記載するようになっており、事業開始時の低炭素水素等の利用量のみが支援対象のように読み取れる。複数年度記載可能とし、利用量増加分も支援対象とするような制度設計を要望します。</p>	<p>価格差に着目した支援は、2030年度までに利用開始を見込む低炭素水素等利用事業を計画の対象として想定しています。ただし、当初の計画の供給量を維持しながら、利用事業者の入れ替えが生じる場合や各種設備のコミショニング等による段階的な供給の立ち上がりには柔軟に対応していく方針です。</p> <p>なお計画には、支援期間中各年度ごとの供給量を記載いただくこととしております。具体の記載内容については、資源エネルギー庁のウェブサイトで公表する申請書記載要領をご確認ください。</p>

<p>45 合成燃料に対する支援を拡充してほしい</p> <p>合成燃料（e-fuel）は、現在、2030年代前半の商用化を目指し技術開発に取り組んでいるところであり、今般のCI値をクリアするためには、製造効率の改善など技術開発の進展に加え、CI値が十分に低い水素が、大量かつ安価に供給されることが不可欠です。技術開発などに対する支援の継続・拡充および低炭素水素の調達環境の更なる整備をよろしくをお願いします。</p> <p>・わが国のGHG排出削減に寄与する、合成燃料の本格的な普及にあたっては、燃料消費段階でCO2が発生することをふまえ、製造時にCO2を回収することで得られる環境価値を、必要に応じて燃料消費者等に円滑に移転できるルール整備が不可欠です。特に、大量の水素調達が可能と見込まれる海外で合成燃料を生産するケースが想定されることから、環境価値をわが国に移転できるよう、環境価値の移転に係る国際ルール整備をお願いします。</p> <p>合成燃料に関する本要件の適用時点は2030年代前半以降の商用化時点と想定されており、商用化までには期間も空くことから、適切な時期にその実情に合わせて要件の妥当性を確認、必要に応じた見直しをよろしくお願いいたします。</p>	<p>合成燃料については、グリーンイノベーション基金やNEDOの支援を通じた製造技術の開発支援を行っているほか、日本企業の海外プロジェクトへの参画を後押しすることを通じて、早期のノウハウの獲得を促してまいります。</p> <p>施行規則第3条第3項第3号及び第4号については、法第2条の「低炭素水素等」の定義のうち「二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められる」ことを確認するための条件として示したものです。当該条文では、海外で合成燃料が製造される場合、合成燃料製造国と我が国の事業者が排出量の二重計上回避について合意し、その合意に基づいて両国の企業の排出量報告制度に反映すること等により、我が国の排出量の削減に寄与するとしています。</p> <p>6月に開催された合成燃料（e-fuel）の導入促進に向けた官民協議会 商用化推進 WG（第5回）・環境整備 WG（第7回）合同会議においても、合成燃料に関する炭素削減強度の世界水準や技術動向等を踏まえながら、継続的にGHG排出量削減強度等を検討していくこととしております。</p>
<p>46 特定水素等供給事業者になり得るのは水素・アンモニアの供給事業者に限るのか</p> <p>施行令1/施行規則第50条 特定水素等供給事業者になり得るのは水素・アンモニアの事業者で、合成燃料及び合成メタンは対象外の理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>御意見のとおりです。合成燃料及び合成メタンについては、現時点で十分な供給実態がないことから、特定水素等供給事業者に定めていません。</p>
<p>47 価格差支援、拠点整備支援は互に関連した評価を行い、認定のタイミングを合わせて欲しい</p> <p>価格差支援および拠点整備支援の認可はできるだけ近い時期となるようにお願いします。</p> <p>価格差支援の認定評価と拠点整備支援のFS・FEED公募の評価は相互に関連性を確認していただきたい。</p> <p>また、価格差支援制度の選定において、公益性を持つ拠点（拠点整備支援対象）を活用する案件を優先的に評価していただきたい。</p> <p>価格差支援認定申請時点では、拠点整備支援制度を活用して新規に整備する貯蔵拠点の成立可否が未確定であることから、複数の拠点から供給可能としている利用事業者については成立した拠点とのサプライチェーンを形成する計画を示す必要がある。それぞれの計画が具体的に進められている前提で、上記考え方に問題はないか。</p>	<p>価格差に着目した支援と拠点整備支援については、それぞれの支援対象となる範囲が異なり、別制度となっているため、片方のみの支援を受けようとする申請も可能とし、認定時期もそれぞれ異なる可能性があります。上記両支援は、低炭素水素等のサプライチェーンの構築を支援する制度であるため、同じサプライチェーン案件で、それぞれの制度の利用を希望する計画については、審査の際、必要に応じて相互に参照するといった連携を行います。なお、価格差支援において、拠点整備支援を活用した拠点を經由した方が高評価になるというわけではありません。また、拠点候補を複数記載している計画は、事業実施の確実性の面で劣化する評価となります。</p>
<p>48 拠点整備支援の計画申請開始のタイミングは価格差支援等の認定結果を踏まえるべき</p> <p>拠点整備支援提案者目線では長期脱炭素電源オークションや価格差支援の落札結果が分からないうちにFEEDの申請書を十分に記載できないので、拠点整備支援に関わるFEED公募のタイミング・公募期間には配慮願いたい。</p>	<p>拠点整備支援を希望する場合の申請開始時期は、FSの状況等を踏まえて検討することとしています。</p>
<p>49 拠点整備支援の補助対象となる設備及び補助率は何か</p> <p>受入基地から特定の需要家に水素等を輸送するパイプラインも『共用パイプライン』として、拠点整備費の一部として認められるのか。</p> <p>国内ロジの内航船やローリーが支援範囲となっているが、拠点として申請可能か。</p> <p>拠点整備支援はその他自己資金で記載するという認識だが、補助率を1/3として可か。国内輸送に必要な資金の額も記載して可か。</p> <p>拠点整備支援について、申請時点ではFEED前の段階で工事計画等策定前である場合、提出可能な範囲で書類を提出するというで可か。</p> <p>拠点整備支援（別表2）に関して、申請書のフォーマット上、CAPEXの年度展開が求められておりますが、単年度ごとの拠出額の実績が当初計画と異なる場合であっても、採択されたCAPEX総額に変更が無い範囲においては許容される運用となるようご提案頂きたい。</p> <p>拠点整備支援（別表2）に関して、港湾法上の港湾に該当しないプライベートパスの場合、本項は記載対象外という理解で良いか、確認させて頂きたい。</p> <p>拠点整備支援を申請する場合に、対象施設の必要性等、どのような記載が必要か示していただきたい。</p>	<p>水素社会推進法の拠点整備支援では、法第10条第1項のロにより、計画認定を受けた「認定供給等事業者が共同して使用する供給等設備であって、認定供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の貯蔵又は輸送の用に供する施設その他の認定供給等事業計画の実施に必要な資金」に当てるための助成金をJOGMECから交付することとしています。助成内容の詳細については、今後検討してまいります。</p>

50	<p>港湾法や道路占用の特例を希望後に利用しなかったことに対するペナルティはあるか</p> <p>申請時点で港湾法や道路占有の特例を希望した後に、特例を利用しなかった場合のペナルティなどデメリットがあればご教示いただきたい。</p>	<p>港湾法や道路占用の特例を利用しないことによるペナルティはありませんが、認定前後にかかわらず、計画の記載内容に変更の必要が生じた場合には、速やかに経済産業省までご相談ください。ただし、変更が認められない場合もありますので、港湾法の特例等の希望有無を予め十分にご検討の上、申請してください。</p>
51	<p>パイプラインを敷設する際の説明を企業に一任すべきではない</p> <p>パイプラインを敷設する際に住民への説明と理解を得る必要があると思われるが、パイプラインを敷設する企業に住民説明を一任するのではなく各地方自治体にも協力頂き、低炭素水素等の利用拡大に繋がるような施策として欲しい。</p>	<p>低炭素水素等の利活用を進めるにあたっては、事業者だけでなく、国や自治体の連携が重要です。こうした観点から法第4～6条においてそれぞれの責務を規定しており、互いに連携しながら低炭素水素等の利用拡大を進めていきます。具体的には、拠点整備支援を希望する計画の認定を行うにあたっては、地域住民からの理解とあわせて、地方公共団体等との連携も評価します。また、導管を敷設する計画を認定するに当たっては、あらかじめ、法第31条に基づいて道路管理者の意見を聴くこととしており、国としても当該導管の敷設に向けて関係者への説明を行うこととしています。</p>
52	<p>水素等の需要拡大に向けた環境整備を進めるべき</p> <p>オフテイクの確保につながる取組として、すそ野の広いオフテイクへの支援を通して水素等の需要を創出・喚起するなど、水素等の大量導入に向けた環境を整備頂くよう、お願いします。</p>	<p>水素等のサプライチェーン形成に向けては、規制・制度的措置も通じた導入拡大を図っていく方針であり、各分野の関連審議会等において、新たな市場創出・利用拡大に向けた議論を開始しています。それらの議論を踏まえて、中長期的に低炭素水素等の導入拡大・環境構築を進めていきます。</p>
53	<p>「充填容器等の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること」とは、液化水素タンクを想定しているか。</p> <p>「充填容器等の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること」とは、液化水素タンクを想定されているのか。</p>	<p>コンビナート等保安規則（第2条第1項第11号・第12号、第5条第1項第65号参照）において、充填容器等は「充填容器及び残ガス容器」のことであり、御質問の「液化水素タンク」が「液化水素容器」であれば該当しますが、「液化水素貯槽」であれば該当しません。地盤面に対して移動する状態にある容器と地盤面に固定している状態にある貯槽がありますので、そのタンクがどのような状態にあるものかをもってご判断ください。</p>
54	<p>「二種製造・一種貯蔵」にあたる設備の場合は、製造の技術上の基準が適用除外と読めるが、問題となるのではないか</p> <p>「二種製造・一種貯蔵」にあたる設備の場合は、製造の技術上の基準が適用除外と読めるが、問題となるのではないか。</p>	<p>高压ガス保安法の第二種製造者（届出）＋第一種貯蔵所（許可）に相当する事業所の場合、第二種製造者相当は、そもそも法の高压ガス保安法の特例の対象ではありませんので、高压ガス保安法の適用として都道府県知事等へ届け出ていただくものであり、問題ありません。</p>
55	<p>ガス事業法と高压ガス保安法で防爆基準を統一すべき</p> <p>水電解装置を使った水素供給事業には、ガス事業法と高压ガス保安法のどちらかが適用される。ガス事業法上で求められる“防爆基準”と高压ガス保安法で求められる“防爆基準”に差異がある。ガス事業法上では、ガス工作物全般において電気品の防爆構造が求められている。一方で、高压ガス保安法では、防爆構造が求められているのは高压となる“高压ガス設備”であり、中圧以下の“ガス設備”は防爆構造が求められていない。中圧以下は防爆性能を求めない高压ガス保安法の基準に統一することで、2つの法の差異を解消いただきたい。</p>	<p>御指摘の防爆基準については、高压ガス保安法、ガス事業法それぞれの法目的に応じて、安全確保のために必要な基準を設定しているものとなります。なお、高压ガス保安法では、可燃性ガスの高压ガス設備に係る電気設備について、設置場所及びガスの種類に応じた防爆性能を求める規定を設けています。ガス事業法については、ガス事業法の法目的に応じて、ガス事業法に基づくガス工作物・電気設備に関しては、圧力によらず、設置場所の状況及びガスの種類に応じた防爆性能を求めています。</p>
56	<p>ガス事業法に対する特例措置も検討すべき</p> <p>水素社会推進法では、高压ガスの保安法の特例について定められているが、水素を供給するにあたりガス事業法が適用されるケースもあり、ガス事業法に対する特例措置もご検討いただきたい。</p>	<p>ガス事業法においては、ガス事業に係る許可申請等について国が審査を行うこととなっているため、高压法の場合と異なり特例で国が審査等を行うこととする規定を置く必要はないものと考えます。なお、ガス事業法に関しても、最新の科学的データや国際調和を踏まえ、規制の合理化・適正化に取り組んでいくほか、基準に係る判断等については、産業保安監督部ごとに異なることのないよう運用してまいります。</p>
57	<p>誤植等</p> <p>施行規則第4条第2項に規定されている「当該助成金」の「助」が不要ではないか。</p> <p>施行規則第17条第9項第5号に規定されている「措置並びに流出した充填容器」の「並びに」は「及び」ではないか。</p> <p>施行規則第20条第5項に規定されている「製造施設とが設備の」と記載されているが「製造施設が設備の」（「と」が不要）ではないか。</p> <p>施行規則第27条第2項に規定されている「…経済産業大臣が定める施設間をいう。）」と記載されているが、「…経済産業大臣が定める施設をいう。）」（「間」が不要）ではないか。</p> <p>施行規則様式第九及び第十に「第11条関係」と記載されているが「第12条関係」ではないか。</p> <p>施行規則様式、添付書類3に「同条に規定する」とあるが、第7条第3項に規定するもの、という理解で可か</p>	<p>御指摘のとおり修正いたします。</p>
58	<p>コンビナート等保安規則の規定を直すべき</p> <p>施行規則第33条の参考にしていただくとと思われるコンビナート等保安規則第50条表中第1号下欄の規定が誤っているのでこの機会に直してはいかかか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、コンビナート等保安規則における今後の対応を検討してまいります。</p>

<p>59 事業に必要な許認可等の見通しを示すべき</p> <p>各企業が事業や製品に関する情報を提出し、政府からの要求に基づいて経済産業省や国土交通省等の組織から必要な許認可や承認を取得することが求められています。具体的なプロセスやタイムラインに関する記載がありません。必要な許認可毎に承認プロセスや政府への提出に関する時間軸を明記することにより、各プロジェクトの計画及び実行の円滑な推進が実現可能になると考えます。</p>	<p>低炭素水素等供給等事業計画においては、国内外において、製造から利用に関する多種多様な技術の活用が見込まれるため、一概に必要な許認可に関する見通しを示すことはできません。こうした許認可の取得は事業実施に不可欠な調整事項であり、計画の審査時に当該計画の妥当性を評価します。</p>
<p>60 施行規則第二十四条第二号・第三号に定める従前の規定とは何か</p> <p>施行規則第二十四条第二号・第三号に定める従前の規定とは何か</p>	<p>高圧ガス作業主任者は現行の法令には無く、高圧ガス保安法の前身の法律である高圧ガス取締法令に基づくものであり、その関係規定を指すものになります。</p>
<p>61 導管輸送部分の適用法規としてガス事業法も適用され得るのか。</p> <p>法律施行規則（案）に関し、高圧ガス保安法を参照した条文は多数存在する一方、ガス事業法を参照した条文はないが、導管輸送部分の適用法規としてガス事業法も適用され得るのか。</p>	<p>認定供給等事業計画に従って設置する導管は高圧ガス保安法（法における高圧ガス保安法の特例を含む。）に係るものに限られるものではなく、ガス事業法等の他法令に基づき設置されることも想定されます。</p>
<p>62 ボイラー及び圧力容器安全規則において、法の適用を受ける容器及び特定設備も含まれるか。</p> <p>ボイラー則第六十二条第二項及び第二百五条第二号において、「高圧ガス保安法の適用を受ける」とあるのは、「水素社会推進法の適用を受ける」のも含まれるという認識で間違いではないでしょうか。</p>	<p>法における高圧低炭素水素等ガスの製造等に使用する容器及び特定設備については、高圧ガス保安法の適用を受け、容器保安規則又は特定設備検査規則に適合したものを使用しなければなりませんので、ボイラー及び圧力容器安全規則における扱いは変わりないところです。</p>
<p>63 異なる二つ以上の製造プロセス、系列がある場合は、異なる製造施設区分とすべき。</p> <p>保安係員を選任する製造施設区分について、「高圧低炭素水素等ガスの製造施設」の1区分しか規定されていないが、例えば、異なる二つ以上の製造プロセス、系列がある場合は、高圧ガス保安法の例に倣って、異なる製造施設区分として、当該区分毎に保安係員を選任するよう規定すべきではないか。</p>	<p>法における高圧ガス保安法の特例を受けた者は、一定期間経過後、高圧ガス保安法が適用されることとなるため、高圧ガス保安法と不整合となることのないよう、高圧ガス保安法における運用と法における高圧ガス保安法の特例の運用は同様の内容とすることとしております。</p>
<p>64 完成検査を要しない変更の工事として、小規模非連結設備の追加を含めるべき。</p> <p>完成検査を要しない変更の工事として、一般高圧ガス保安規則第33条第2号、コンビナート等保安規則第17条第2号のいわゆる小規模非連結設備の追加を含めるべきではないか。</p>	<p>小規模非連結設備は高圧ガス保安法の第二種製造者に係る対象設備であり、本法の高圧ガス保安法の特例の対象として想定されにくいと考えているので、現行案とさせていただきます。</p>
<p>65 危害予防規程において、保安技術管理者・保安主任者の職務の記載は不要となる場合があるのではないか。</p> <p>保安技術管理者・保安主任者の職務を記載することを規定しているが、一般則相当の設備や、コンビ則でも処理量によっては不要となる場合があるのではないか。</p>	<p>現行の高圧ガス保安法令同様、その選任状況に応じて、選任する者の職務の範囲に関することを記載すれば足りるものです。</p>
<p>66 高圧ガス保安法における技術基準については合理的かつ適正な基準を適用すべき。</p> <p>「国は、低炭素水素等の大規模な供給及び利用に係る保安規制について、安全確保を大前提に、手続きの迅速化を図るとともに、その技術基準の適用にあたっては国際調和や最新の科学データを踏まえた合理的かつ適正なものとする」と規定されていますが、適用される技術基準は、現状の高圧ガス保安法の技術上の基準と同様となっております。高圧ガス保安法は水素等の大規模導入等を想定して策定されたものではないため、必要以上の設備投資等を強いられる可能性があります。そのため「国際調和や最新の科学データ等を踏まえた合理的かつ適正な」という方針に沿った合理的かつ適正な技術基準等の適用となるよう要望します。</p> <p>低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（基本方針）にある「国は、低炭素水素等の大規模な供給及び利用に係る保安規制について、安全確保を大前提に、手続きの迅速化を図るとともに、その技術基準の適用にあたっては、国際調和や最新の科学的データを踏まえた合理的かつ適正なものとする」とあるが、適用される技術基準は、現状の高圧ガス保安法の技術上の基準とまったく同じのものである。許可や検査等を国が行ったとしても、技術基準が従来と同じであれば、基本方針にある「国際調和や合理的かつ適正な」という方針が生かされない。基本方針にあるように合理的かつ適正な技術基準の適用となるよう要望します。</p>	<p>水素等の大規模供給・利用については前例のないものであることを想定しており、法における高圧ガス保安法の特例措置に当たっては、御指摘の基本方針を踏まえ、合理的かつ適正な技術基準の適用を図ってまいります。</p>

<p>基本的な方針第三二 4 には「安全確保を大前提に、手続きの迅速化を図るとともに、その技術基準の適用にあたっては国際調和や最新の科学的データを踏まえた合理的かつ適正なものとする。」との記載があり、水素保安戦略にも基準策定にあたり同様の記載がある。</p> <p>他方、施行規則（案）に基づけば、現状の高圧ガス保安法の技術上の基準と同じになる。同法は必ずしも水素等の大規模導入を想定して策定されたものではないため、場合によっては合理的ではなく、必要以上の投資につながる設備構成等になり、事業性を悪化させる可能性もある。そのため、合理的かつ適正な技術基準として、適切な技術的なリスク評価プロセスを経て、安全性が確保されたものについても適用となるよう要望します。加えて、合理的かつ適正な技術基準であることを示すためのリスク評価 リスクベースでの安全管理手法についても標準化を目指し、今後他の分野において新たな物質の導入時においても保安及び技術基準の策定に資するよう、保安ビジネスの土台を作るべきと考えます。</p> <p>基本方針にあるように合理的かつ適正な技術基準の適用となるよう要望する</p>	
<p>67 技術上の基準について、高圧ガス保安法令上の基準を指すか不明確ではないか。</p>	<p>法第12条第3項において「経済産業大臣は、第一項の承認に係る製造（略）の申請が高圧ガス保安法第八条各号のいずれにも適合していると認められるときは、当該承認をするものとする。」と規定しており、高圧ガス保安法令上において、一般高圧ガス保安規則の適用を受ける事業所であれば一般高圧ガス保安規則で定める技術上の基準に関する事項を、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所であればコンビナート等保安規則の技術上の基準に関する事項を添付することとなります。</p>
<p>第五条第二項第4号にて、「高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項」を添付することとなっているが、現行のままでは、どの経済産業省令（一般規則orコンビ則）が適用されるのか不明なのではないか</p>	
<p>68 今回の水素等供給等促進法施行規則案において貯蔵の開始の届出を求めた理由は何か</p>	<p>法における高圧低炭素水素等ガスの貯蔵に係る高圧ガス保安法の特例措置は、特定貯蔵期間に限って適用されるものであるため、当該特定貯蔵期間を明確にする観点から、貯蔵の開始時の届出義務を法第20条において規定しております。</p>
<p>高圧ガス保安法一般則には貯蔵の開始の届出の規定は見当たらないが、今回の水素等供給等促進法施行規則案において貯蔵の開始の届出を求めた理由をご教示いただきたい。</p>	
<p>69 施行規則と高圧ガス保安法令で保安技術管理者の定義が異なる。</p>	<p>法第16条第1項で準用する高圧ガス保安法第27条の2第3項においては、「高圧ガス製造保安技術管理者」を選任すると規定されていることから、規則第17条第2項第2号の規定を「高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）」と修正いたしました。その他の保安人員についても同様に、高圧ガス保安法の規定に揃えた修正を行いました。</p>
<p>保安企画推進員に専任するための知識経験として、保安技術管理者の従事年数等が定められているが、例えば保安技術管理者は水素社会推進法施行規則第17条第2項において「高圧低炭素水素等ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」)」という。)と定義されており、高圧ガス保安法における保安技術管理者はここには含まれていないと考えられる。</p>	
<p>70 施行規則第二十七条第三項における休止と法第二十三条の休止の関連性について。</p>	<p>本条項は、保安検査の対象である特定施設の休止に係るものであり、その定期的な受検義務に対する措置になりますので、法第23条の承認の取消しとは想定する状況が異なります。</p>
<p>法第二十三条との関連性が判り辛い。休止届は期日を記載して届け出るものであり、それが受理した時点で自動的に「正当な事由なく一年以上休止した」に該当しないとなるのか、基準を示すべきではないか。</p>	
<p>71 施行規則第二十条第一項の「種類」とは何を指しているか。</p>	<p>本条項に規定する「種類」は、製造する高圧低炭素水素等ガスの種類（例えば、水素、アンモニア等）を指します。ガスの種類による危険性の違いを基準とするものであり、「製造に伴って排出される二酸化炭素の量」をもって種類を区分する必要はないため、定義規定を設けておりません。</p>
<p>施行規則第二十条第一項で言及している「種類」とはどのようなものを想定して書かれているか。想定されている「種類」について具体的にご教示いただくとともに、「種類」の定義を明文化していただきたい。</p>	
<p>72 水素社会推進法で消防長及び海上保安本部長への通報を求めるのであれば高圧ガス保安法でも求めるべき。</p>	<p>法における高圧ガス保安法の特例を受けた事業所の安全確保のため必要な措置と考えております。高圧ガス保安法における取扱いに対する御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>消防長及び海上保安本部長への通報が新たに求められることになった理由は何か。高圧ガス保安法では液化石油ガスと天然ガスに限定されており、水素は対象となっていない。水素社会推進法で通報を求めるのであれば高圧ガス保安法でも求めるべきではないか。</p>	
<p>73 製造計画書において、「保安上特に配慮した事項」は不要ではないか。</p>	<p>現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>第三十四条における貯蔵設備には「保安上特に配慮した事項」は記載がない。製造設備でも不要ではないか。</p>	<p>コンビナート等保安規則の適用を受ける製造事業所である場合に明記されているものであり、同様に記載を求めるものです。</p>
<p>第5条第2項第五号における製造設備には「保安上特に配慮した事項」の記載がある。製造設備でも不要ではないかと思われるとともに、統一してよいのではないか。</p>	

74	<p>電磁的方法による保存等について定める法令に、法に基づく行為も追加すべき。</p> <p>「経済産業大臣が定める基準」とは「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準を定める件」（平成17年3月29日経済産業省・環境省告示第二号）を指すかと思いますが、その場合、同告示の別表第二に、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則第三十二条第一項の保存」を追加する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>高圧ガス保安法第六十条第一項の帳簿は、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき、「経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第三条（別表第一）、第四条（別表第二）及び第五条（別表第三）において、電磁的記録で良い旨規定されているかと思いますが、水素社会推進法に基づき高圧ガス保安法を準用して作成、保存する帳簿も電磁的記録で良いのでしょうか。なおこの場合、同規則の別表第一、別表第二、及び別表第三の上欄が高圧ガス保安法のところの下欄、『第六十条第一項』の後に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第十六条第一項及び第二十一条において準用する場合を含む。）」を追加する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>頂きました御意見については、今後、対応を検討してまいりたいと考えています。</p>
75	<p>特定設備検査合格証等の有効期間について、緩和措置を設けるべき。</p>	<p>高圧ガス保安法と同じ期間として、現行案のままとさせていただきます。</p>
	<p>本法律の適用を受ける設備の多くは、調達・建設の期間が数年に亘ることが予想されることから、緩和措置を設けるべきである。</p> <p>特定設備検査合格証等の有効期限は3年と規定されているが、大型の水素プラント建設工事期間を考えると3年は短すぎると考えられる。将来の水素プラントの大型化を考えると、有効期限は設けないほうがよい。もしやむを得ず有効期限を設ける必要があるならば、5年を提案する。本条の見出しに記載されている「特定設備」について、具体的に何を表現しているか不明なため、「高圧ガス設備(含む大臣認定品、委託検査受験品、一般則、コンビ則適用品を示す)」といったような補足説明を加えることにより明示していただいたほうがよい。</p>	<p>なお、「特定設備」とは高圧ガス保安法第56条の3において規定する「特定設備」であり、経済産業省令である特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）において定めるものです。</p>
76	<p>認定事業者が経済産業大臣の承認ではなく、都道府県知事の許可を受けることも可能であることを明示すべき。</p>	<p>認定供給事業者が高圧ガス保安法に基づく許可取得を希望する場合等も想定できることから、法に基づく承認への申請の有無は、事業者の意思に委ねることとするため、「経済産業大臣の認定を受けることができる」と規定しております。</p>
	<p>水素社会推進法12条第一項にて、認定供給事業者は高圧低水素等ガスの製造に関する承認を経済産業大臣から受けることができると記載があるが、認定事業者が経済産業大臣の承認ではなく、都道府県知事の許可を受けることも可能であることを明示頂きたい。</p>	<p>法第12条第1項にて「受けることができる」と規定しているように、「受けなければならない」ではありませんので、従来のとおり、高圧ガス保安法による許可を受けていただければ問題ありません。</p>
77	<p>保安技術管理者、保安主任者、保安係員の経験年数に高圧ガス保安法に基づく保安技術管理者、保安主任者、保安係員の経験年数も含まれるようにすべき。</p>	<p>施行規則第17条第2項第2号の規定を「高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）」等に修正いたしました。このため、第24条第1号から第3号に規定する経験年数には、高圧ガス保安法に基づく保安人員の経験年数も含まれることとなります。</p>
	<p>選任要件における保安技術管理者、保安主任者、保安係員の経験年数に高圧ガス保安法に基づく保安技術管理者、保安主任者、保安係員の経験年数も含まれるようにしていただきたい。</p>	
78	<p>保安技術管理者の資格要件は独自に設定すべき。</p> <p>保安技術管理者の資格要件について、一般則・コンビ則の要件準拠している。通常、必要となる処理能力の事業所においては様々な高圧ガスを製造するケースを想定し要件設定していると想定する。一方でこの法律において製造する高圧ガスは限定（水素又はアンモニア等）されており、資格要件は独自に設定すべきではないか。</p>	<p>現時点では、資格要件に違いを設ける必要はないと考えておりますが、今後の事業実態に応じ検討してまいります。</p>
79	<p>立入検査証の裏面に内容を記載して読める大きさにするかの。</p> <p>立入検査証のサイズは日本産業規格B8となっているが、このサイズに裏面の内容を記載して読める大きさにするかの。</p>	<p>裏面の内容は、様式として関係する法律条文の抜粋を記載するとして定めているところです。</p> <p>「読める大きさ」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、必要に応じ、その記載内容を確認していきます。</p>
80	<p>提出書類について</p> <p>様式第1添付書類8は、港湾法特例措置を希望する場合の添付資料であるが、価格差支援認定においては不要という理解で可か。</p>	<p>様式の注釈に記載の通り、添付書類8は、法第11条第1項の規定の適用を受けようとする場合にご提出ください。</p>

<p>81 提出する資料や情報が多すぎるので、負担を軽減してほしい。</p> <p>承認に必要な資料/情報の提出について：本資料内では、低炭素水素等供給等事業計画の承認申請プロセスにおいて、多数の資料や情報の提出が求められています。プロジェクトの安全性等を担保するうえで各企業の十分な精査は必要不可欠と考える一方で、一部の十分な技術や資本、実績を有する大手企業に対しては、承認プロセスを一部簡素化し、情報提供に係る負担を軽減することでより各事業の開発や立上げを加速することが可能と考えます。</p>	<p>計画認定の際には、当該計画がエネルギー政策やGX政策の観点から適切な計画となっているか、事業実現の可能性は十分高い計画となっているかなど、様々な観点から確認を行うこととしており、申請時に提出頂く情報は、こうした審査をするために必要なものと考えています。</p>
<p>82 提出を求めているキャッシュフローモデルはどこまでのスコープを出す必要があるか。</p> <p>事業収支に基づくキャッシュフローモデルの添付について、例えば、水素製造SPCとアンモニア製造SPCの2つがありCFモデルは2種類ある場合、アンモニアモデルの方で基準価格の算定式・計算方法などは網羅しているのであれば、2つのモデルを提出する必要があるか？もしくは1つの統合モデルにまとめる必要があるか？</p> <p>また、支援対象がアンモニアSPCになる時は、当該CFモデルを主たる事業モデルとして提出し、参考情報として主要原材料として水素SPCのCFモデルを参考という位置づけで提出する形でよいか。</p>	<p>本項目は、低炭素水素等供給事業における基準価格や資金計画の妥当性等を確認するために設けています。</p> <p>そのため、例えば、海外から水素等を輸入する計画において、輸送・製造など事業ごと複数のキャッシュフローモデルを作成している場合、上記項目を確認するために必要な情報としていずれのキャッシュフローモデルも提供いただく必要があります。その際、価格等の評価に必要な情報を提供できない状況にある場合には、価格の決定権を持たない等評価される可能性があります。</p> <p>なお、提出のフォーマットは任意です。</p>
<p>83 登記事項証明書を提出する事業体はなににか</p> <p>登記事項証明書の提出範囲は、第7条第3項該当者なのか、申請者や利用事業者を含むのか。</p>	<p>登記事項証明書については、認定等に関する省令第2条第2項第1号及び同項第3号イに記載の通り、申請者及び法第7条第3項に規定する者にあつては、定款の写し又はこれに準ずるもの（登記をしている場合にあっては、登記事項証明書）をご提出ください。</p>
<p>84 設立間もない事業者の場合、事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書の提出は不要か</p> <p>設立間もない事業者の場合、事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書の提出は不要か。</p>	<p>計画の添付書類「直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書」について、設立から三事業年度に満たない事業者等におかれては、提出可能な範囲において、事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書をご提出ください。</p>
<p>85 施行規則第4条の期間「供給が見込まれること」の要件を明確にしていきたい。利用者にも義務がかかるのか。</p> <p>水素等のサプライチェーンを根付かせる上で、供給が支援終了後10年間以上継続的に行われると見込まれることが要件とされていることは理解するが、「供給が見込まれている」と判断される基準・根拠等を明確にしていきたい。</p> <p>支援終了時の事業環境の予見可能性が低い現時点において、オフテイクに過度な長期のコミットメントを求めることは現実的ではなく、事業環境やオフテイク側の経営状況等によっては供給継続が困難な場合もあることから、供給継続を義務化するのであれば要件を設定し、明確化するべきである。</p>	<p>「見込まれる」とは、当該期間にわたり供給を継続する実効性の高い計画であることを意味し、審査の過程で有識者等の意見も踏まえ適切性を確認します。</p> <p>なお、当該期間を定めている法第7条第5項第5号ロでは「低炭素水素等の供給が、（中略）経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。」としており、利用者にも長期的な利用継続を義務化するものではありません。新たな需要の開拓も含め、供給事業者が継続して事業を行う見込みがあるかを確認するものとなります。</p>
<p>86 製造開始時期が早い方が評価が高いのか</p> <p>Phase1（現在～2030年）での商用レベルでの製造・輸入開始、需要立ち上げを取り組むことが期待されているようだが、製造開始時期は早い方が評価されるという理解で良いかご教示いただきたい。</p>	<p>基本方針の価格差に着目した支援の評価項目にあるとおり「同種の事業と比べ、投資決定又は低炭素水素等の供給開始が早期に行われること。」を評価します。</p>
<p>87 評価項目について、足切りとなる水準や評価の優劣など、目安となるものを示して頂きたい</p> <p>アンモニアより水素の方が相対的に利用先の幅が広いこと、国としては水素を優先的に支援していく方針であるか。仮に水素とアンモニアでは水素が優先されるとした場合、他の条件がどの程度優位であれば総合的判断としてアンモニアプロジェクトが採択されると考えればよいのかご教示いただきたい。</p> <p>低炭素水素等利用事業の内容について、オフテイクサイドの総需要のうち、発電用途と産業用途（運輸・鉄鋼・化学）で期待される割合の考え方があればご教示いただきたい。Hard to abateの産業向け用途が、全体のどの程度の割合を占めることが最低限必要と考えればよいのかご教示いただきたい。</p> <p>北米（カナダ、米国）については地政学リスク等は限定的と考えられるが、北米での製造について懸念していることがあればご教示いただきたい。</p> <p>加えて、生産地として望ましくないエリア等はあるか。また、例えば同じ先進国地域（例、米国vs豪）のプロジェクトの場合、生産地以外の条件が全て同じとした場合に国で優劣がつくことがあればご教示いただきたい。</p>	<p>基本方針における計画の評価について、価格差に着目した支援は以下の①～③、拠点整備支援は①～④等を必須項目としており、必ず満たす必要があります。</p> <p>①安全に関する法令に係る許認可等取得の見込みがあること ②低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間千トン（価格差に着目した支援）/一万トン（拠点整備支援）を超えること ③鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野・用途に供給していること、 ④地域経済への貢献があること</p> <p>その上で、評価項目に基づき総合評価を行います。評価に際しては、例えば、事業実現の確実性が高い計画であっても費用等が不当に高額である、GX実現に資する計画であっても契約や許認可等の見込が立っていない等、一部の項目が高評価であっても総合的には高く評価することが難しいケースが想定されるため、単一の項目のみで単純に比較することは困難であり、計画全体を通して各評価項目を充足しているかを、総合的に判断してまいります。</p>

<p>国内製造の事業と海外製造の事業があり、その他の条件が同様の場合、海外製造が国内製造と同等の評価を受けるためには、価格が何割程度安価（または供給量が何倍程度）である必要があるかご教示いただきたい。</p>	
<p>申請書にて、低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置とあるが、ここで供給促進に向けて特に期待されている措置等があればご教示いただきたい。</p>	
<p>供給量あたりの支援額（基準価格－参照価格）について、政府が適正範囲と考えている目安があればご教示いただきたい</p>	
<p>資金調達時のDebt/Equityの割合は評価時にどういった影響があるかご教示いただきたい。</p>	
<p>88 海外製造拠点の地図は何を提出すべきか 様式第1添付書類6「供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺5万分の1以上の地形図」について、海外製造拠点の場合は、同等の地形図を提出する必要があるか。</p>	<p>「供給等施設」には、海外の施設は含まれないため、様式第1添付書類6として、海外製造拠点の国土地理院の発行する地形図は不要です。 なお、価格差に着目した支援を希望する場合にあっては、別表1 1（3）（イ）の注釈「工場等の配置図、設計図、設備の配置図を添付すること」に従って、必要書類を添付ください。</p>
<p>89 既存の事業者が貯蔵等事業を行う際、「貯蔵等事業者」の記載は必要か 様式第一(第2条第1項関係)合成メタンについては輸送時に既存のガスインフラへの混入を行うため、「貯蔵」について合成メタン専用の事業が存在することはないとみられるが、「貯蔵等」の記載は必要か。</p>	<p>様式第1 4（3）欄は、法第7条第3項に規定する者が低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にご記載ください。当該者が申請しない計画にあっては、記載は不要です。</p>
<p>90 申請様式にページ制限を設けるべき 様式第一のページ制限が設けられていない。応札事業者間の比較可能性を担保するために、ページ制限を設けるべきである。 別表1および別表2のページ制限が設けられていない。応札事業者間の比較可能性を担保するために、ページ制限を設けるべきである。</p>	<p>申請に当たって、必要な情報を過不足なく書き込んでいただきたいという趣旨から、ページ制限を設ける予定はありません。なお、資源エネルギー庁のウェブサイト申請書記載要領を公表いたしますので、大まかな分量の目安についてはこちらをご参照ください。</p>
<p>91 様式に記載する内容と評価項目の対応関係を明確化すべき 「低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針」に記載されている評価項目と様式第一の各記載項目との対応関係が不明瞭なため、あらかじめ明確化すべき。</p>	<p>例えば、評価項目の一つである計画の確実性及び妥当性（基本方針第二の2(1)②）の評価にあたっては、供給開始に至るまでの事業計画、資金調達に関する計画、許認可等の取得状況、供給開始後の事業実施体など、多様な面から事業を評価する必要があり、明確に記載項目との対応関係を示すことは困難です。様式に従って提出いただいた内容を総合的に鑑み、評価項目に照らして評価します。</p>
<p>92 別表1の1（11）等の「安全に関する事項」の欄に記載した内容については、国が実施状況を確認する旨を事前に申請事業者等に周知すべき。 事業者が、別表1の1（11）等の「安全に関する事項」の欄に記載した内容については、国が実施状況を確認する旨を事前に申請事業者等に周知すべき。</p>	<p>「安全に関する事項」の欄に記載した内容も含め、認定を受けた計画の実施状況を確認し、適切な法令遵守が取られていないなどの場合には、認定の取消手続きの対象となります。</p>
<p>93 鉄鋼分野での水素利用は慎重にすべき 水素には水素脆化を発生させる危険性がある事を鑑み、鉄鋼分野についてはその利用について慎重に慎重を期するようにされたい。</p>	<p>本制度においては、鉄鋼分野に向けた水素等の導入を対象外とはしておりません。実際の利用における安全の確保については、関係規制に基づき、適切に管理・運用してまいります。</p>
<p>94 企業名のマスキング要否を明確化していただきたい。 企業名のマスキング要否を明確化していただきたい。</p>	<p>事業者名を黒塗りした申請書の提出は、認められません。</p>
<p>95 申請時点で計画に未確定事項がある場合はどのように記載すればよいか 認定申請書の一部項目はFEED公募段階に具体的記載が現実的に困難な項目が以下（例示）のようにある。FEED時点での記載の具体度についても配慮願いたい。 ・7.(4)特別目的会社（SPC）の実施体制（認定申請書） ・9.(3)低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（認定申請書） ・1.(4)当該供給等施設を整備に必要な資金の調達及び返済計画（別表2） ・1.(6)当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支（別表2） 当該項目の注釈に「関係する主な部署、その人数の見込みおよび担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。」とあるが、建設および操業期間まで年数あり、氏名まで記載するのは困難。組織体制、部門名、役職程度に留める形をお願いしたい。 SPCの実施体制や、必要な資金の額及びその調達方法について、具体的に明記することが必要か確認したい。 現時点でSPCを設立していないものの、将来的にSPCを設立して事業を実施していくことを予定している場合においても想定される範囲で記載するとの理解か。 製造SPC、貯蔵SPC共に、本申請時点で設立していない場合は申請時点での計画に基づく記載で良いか。</p>	<p>申請時点で確定していない情報を申請書に記載する場合は、申請時点における確定事項と未確定事項を峻別し、その調整状況及び調整方針をご記載ください。なお、価格差に着目した支援の評価において、未確定事項を含む場合は、事業実現の確実性が低い計画と評価する可能性があります。認定を受けた場合、当該未確定事項により増加した費用は支援対象になりません。</p>

<p>水素利用事業計画について、どこまでの完成度で記載する必要があるか。</p> <p>利用事業者側については、特に需要設備に係る資金調達、EPCについては大半の需要家が詳細検討に至っていないものと推察されるため、記載を任意にすることおよび評価のウェイトを落として頂きたい。</p>	
<p>96 二地点に供給する計画は認められるか</p> <p>(1)の申請者：1供給案件から、離れた2立地の需要家に供給する場合、申請書（様式第一及び別表1）は1つに纏めて申請してもよいか。（例えば、供給能力が30あり、立地Aに10、立地Bに20を供給するケース）</p>	<p>1つに纏めて申請することは可能です。</p>
<p>97 申請時の数量から変化がある場合に支援対象となるのか。</p> <p>助成金交付期間は15年間、申請数量は[●]トン/年と理解。実際のオペレーションにおいて、完工遅延、及び供給量・需要量の変動が想定される中、申請時数量に未達時において、助成金交付期間や供給数量の繰り越し、もしくは[●]トン/年×15年を総助成金対象量とした適用を検討頂きたい。</p>	<p>価格差に着目した支援における認定供給等事業計画では、年度ごとの供給量を記載いただくことを想定していますが、当該計画に定めた年度ごとの供給量を供給実績が上回ることが見込まれる場合、計画変更の手続きを行うことで当該年度の支援対象として認められる場合があります。単年度の支援上限額は、供給実施年度の前年度に報告いただく供給予定量を基に算定した支援予定額の1.5倍とします。また、支援期間全体を通じた支援対象となる水素等の供給量の総量は、認定時に計画した支援対象となる低炭素水素等の総供給量を上限とします。</p>
<p>98 申請様式への記載の方法や記載事項、内容の目安等を示して頂きたい。</p> <p>低炭素水素等供給等事業計画の記載内容について、別途記載要領やガイドラインという形で明確化していただきたい。</p> <p>記入例や考え方などのガイドラインを作成し公開することを要望します。</p> <p>様式について、記載項目や構成を変更しない限りにおいて、デザインを変更することは可能かどうか、明確にしてください。</p> <p>明瞭性を担保するため、図や表を挿入することは可能か、明確にしてください。</p> <p>認定申請書を公示いただいておりますが、記載すべき内容が理解し難い部分があり、より明瞭になるようお願いしたく存じます。また、記載例があると理解が進むように思いますので、御一考いただけますようお願いいたします。</p> <p>各項目が必須であるのか、選択でよいのか、わかりにくく感じます。</p> <p>様式内で同じ内容を記載する場合、他の記載箇所を参照する形式としても評価されるか、同じ内容であっても重複して記載する必要があるか、明確化していただきたい。</p> <p>様式第一 6(1)、6(2)、7(1)、9(1)、9(2)の記載対象は、申請者自身のみか。もしくは、第三者への委託部分も含めて記載する必要があるか、明確化していただきたい。</p> <p>実施体制は、どのレベルまで記載する必要があるのか。供給事業者、製造事業者は、出資等の構成比や参画企業名で可か。利用事業者は、利用する企業名のみなのか、担当部門（部）まで記載する必要があるのか、拠点は主要な参画企業名で可か。（4）拠点等で将来SPC立上が想定される場合、想定するSPCの構成を記載する必要があるのか。供給事業者はSPCではないが、製造者がSPCの場合、記載する必要があるか。</p> <p>利用量の記載について、〇〇t/年となっているが、記載年をどこにするのが不明確であり、記載方法を明示をお願いしたい。</p> <p>「7 低炭素水素等供給等事業計画の実施体制」における実施体制は、操業開始後の体制ということであればその旨明記いただきたい。</p> <p>EPC時、操業時で実施体制が異なり、p17に「（8）低炭素水素等供給事業の用に供するEPCの実施体制」とあるため上記は操業開始後の体制であることが類推されるが、誤解を避けるためその旨明記いただきたい。</p> <p>必要な資金の額及びその調達方法の表に関して、注書きにてそれぞれの調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載となっていることから、調達方法ないしは必要な資金の額の年度の欄の行・列挿入によるフォーマットの変更は可能であるか確認したい。</p> <p>別表13の低炭素水素等の貯蔵等に関する説明の記載対象は、申請者による第三者への委託部分も含めて記載する必要があるか、明確化していただきたい。</p> <p>「8 判断基準への適合性に関する説明」には具体的にどのような内容を記載する必要があるかももう少し明確化いただきたい。</p> <p>様式第一(第2条第1項関係)2(1)「低炭素水素等供給等事業計画の概要」と3「低炭素水素等供給等事業計画の目標」の違いが分かりづらいため、明確にしてください。</p>	<p>具体の記載内容については、別途資源エネルギー庁のウェブサイトに申請書記載要領を掲載しますので、ご確認の上、申請ください。</p> <p>なお、拠点整備支援を希望する計画の申請受付開始時期及び記載要領については、申請受付開始までに、資源エネルギー庁のウェブサイトで掲載予定です。</p>

<p>「4 環境適合性に関する説明」の「(1) 国内で排出される二酸化炭素の量の算定」と「(2) 二酸化炭素の排出を削減するための取組」は何を記載すべきかもう少し明記してもよいのではないか。</p> <p>様式第一ページ目では低炭素水素の判断基準となる製造時点のCO2排出量を記載した上で、こちらの項目では貯蔵・輸送・販売時のCO2排出量を記載の上、削減の取り組みを示すという位置づけであっているか。</p>
<p>構成されるサプライチェーンの絵姿について、具体的にどういった項目の記載を期待しているか明記頂きたい。</p>
<p>国内経済波及効果の算定方法を明確化すべき。産業連関表を用いて算定するのか。</p> <p>国内経済波及効果には本事業に起因する新規投資金額も含まれると理解しているが、これは申請事業者のみの新規投資額か、それとも本事業に起因して生じる新規投資額は申請者以外のもも含めてよいのか、明確化していただきたい。</p>
<p>国内で排出される二酸化炭素の量とは、本事業を実施することで排出される二酸化炭素という理解でよいか、また、CCSにより排出量削減を行う場合、その削減部分はどのように扱うのか、明確化していただきたい。</p>
<p>申請書様式の施設の名称は「○○工場」「○○事業所」等なのか、「GT発電設備」とすべきなのか。施設の整備に要する期間は、建設期間ということでも可か、設計(F E E D)を含むのか。場所は住所を記載するという理解で可か。敷地面積は、導入する事業所全体の敷地で可か。建築面積は、当該利用設備のフットプリントという理解で可か。</p>
<p>資金計画は利用事業者、貯蔵等事業者の合算値で可か。利用事業者毎、拠点毎に記載するのか。</p>
<p>①様式、添付書類5に関して、供給等なので供給、利用、貯蔵、すべての施設を対象とする、という理解で可か。</p> <p>②価格差支援については、第7条第3項該当者は含まないという理解で可か。</p> <p>③図面の程度としてプロットプラン程度で可か。</p>
<p>別表1 1 (2) (イ)について、上流権益とは、ガス田等の権益を指すのか、低炭素水素等製造のSPCも権益とみなすのか。</p>
<p>別表1 1 (6), (7)について、供給事業とあるが、製造と供給が別エンティティで実施する場合、製造SPCの事業収支、資金調達についての説明も必要か。</p>
<p>利用事業に供する施設のEPC体制について、小型ガスタービンのような小規模設備では需要家直営で実施することが想定されるが、詳細な記載が必要か、あるいは利用量が一定以上の利用事業者のみで可か</p>
<p>事業計画の実施期間は15年間もしくは25年間のどちらで記載するべきか</p>
<p>合成メタンの場合、受け入れする都市ガス事業者が利用事業者になると理解しており、都市ガス事業者が都市ガス需要家へ供給することとなります。利用事業者として都市ガス需要家を列記する場合、利用量の内数となりますが、都市ガス事業者の利用量と都市ガス需要家の利用量 合計は一致することが必要かお示し頂けないでしょうか。</p>
<p>別表1 2の低炭素水素等利用事業に関する説明の記載対象は、申請者自身のみか。もしくは、第三者への委託部分も含めて記載する必要があるか、明確化していただきたい。</p>
<p>利用事業、貯蔵等の実施期間は利用事業者毎、拠点毎に記載することで可か。例えば6月開始等年度の途中からの開始も認められるという認識で可か。</p>
<p>別表1 2の低炭素水素等利用事業に関する説明の記載対象は、申請者自身のみか。もしくは、第三者への委託部分も含めて記載する必要があるか、明確化していただきたい。</p>
<p>利用事業、貯蔵等の実施期間は利用事業者毎、拠点毎に記載することで可か。例えば6月開始等年度の途中からの開始も認められるという認識で可か。</p>